

買物弱者支援促進事業実施要領

令和6年5月24日
令和8年3月30日改正
総合政策部地域政策課

1 趣旨

県は、新たな買物弱者支援の検討や住民ニーズに対応した移動販売等の買物弱者対策の導入支援に取り組む市町村への助成を行うため、買物弱者支援促進事業を実施することとし、その実施に当たっては、この要領に定めるところによる。

2 定義

次に掲げる用語の定義は、それぞれ記載のとおりとする。

(1) 買物アクセス困難地域

市町村長が鹿児島県買物アクセスマップ（令和5年3月）及び地域の実態を踏まえ、買物弱者支援が必要と認める地域。

(2) 事業者等

買物アクセス困難地域を含む地域において、買物弱者対策の導入・拡大等に取り組む法人、団体及び個人事業主。

3 事業概要

(1) 補助対象事業

新たな買物弱者支援の検討や住民ニーズに対応した移動販売等の買物弱者対策の導入支援に取り組む市町村に対し、その取組の実施に必要な費用の一部を補助する。

I 買物弱者支援の検討

買物アクセス困難地域を対象とする買物弱者支援の検討を行う協議会等の設置・運営や買物弱者対策に関する住民ニーズ調査、支援サービス事業の実態把握など、市町村が地域の実態に応じた買物弱者支援を検討するために必要な経費を助成する。

II 買物弱者対策の導入、拡充等

ア 買物アクセス困難地域を対象とした買物弱者対策の導入、拡充及び事業の多角化等に取り組む事業者等を対象に、その初期投資費用（商品を近くに届けるサービスに係る経費に限る。）を支援する市町村に対して助成する。

イ 買物弱者支援に係る情報発信のためのシステムを構築する市町村に対して助成する。

(2) 補助対象経費

- ①報償費 ②旅費 ③需用費 ④役務費 ⑤委託料 ⑥使用料及び賃借料
- ⑦印刷製本費 ⑧通信運搬費 ⑨備品購入費
- ⑩市町村が事業者等に対し、上記(1)Ⅱアの取組に必要な経費について補助する場合における当該補助に要する経費
- ⑪その他知事が認める経費

(3) 補助率・上限額

| 各市町村における取組内容 | | 補助率 | 上限額 |
|--------------|----------------------------|----------------------------|----------|
| I | 買物弱者支援の検討 | 1 / 2 以内 | 500 千円 |
| II | ア 商品を近くに届ける買物弱者対策の導入や拡充の支援 | 市町村が事業者等に対して補助する額の1 / 2 以内 | 1,000 千円 |
| | イ 情報発信のためのシステム構築 | 1 / 2 以内 | 1,000 千円 |

4 申請手続き

(1) 提出書類

補助を受けようとする市町村は、以下の書類を県に提出するものとする。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ その他知事が必要と認める書類

(2) 市町村が行う事業者等に対する支援経費への補助に係る留意事項

事業者等は、市町村に補助金の交付申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請すること。ただし、当該申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

5 事業完了手続き

(1) 提出書類

市町村は、事業が完了した日から起算して 20 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日までに、実績報告書に以下の書類を添付して、県に提出するものとする。

- ① 事業実績書
- ② 収支精算書
- ③ その他知事が必要と認める書類

(2) 市町村が行う事業者等に対する支援経費への補助に係る留意事項

ア 事業者等は事業が完了したときは以下の書類を市町村に提出するものとし、市町村は上記(1)の提出書類と併せて以下の書類の写しを県に提出するものとする。

- ① 事業実績書
- ② 収支精算書
- ③ 領収証の写し
- ④ 補助金を活用して購入等した車両等の写真

イ 事業者等は、市町村に実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

また、事業者等は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市町村に返還するものとし、市町村は県に当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。